

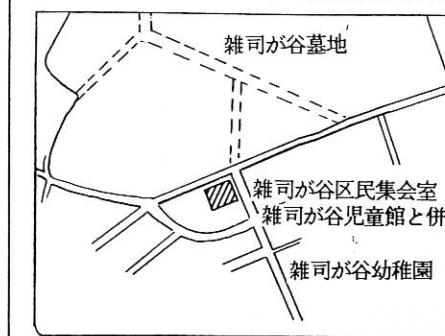
相談所・コンサルタント派遣

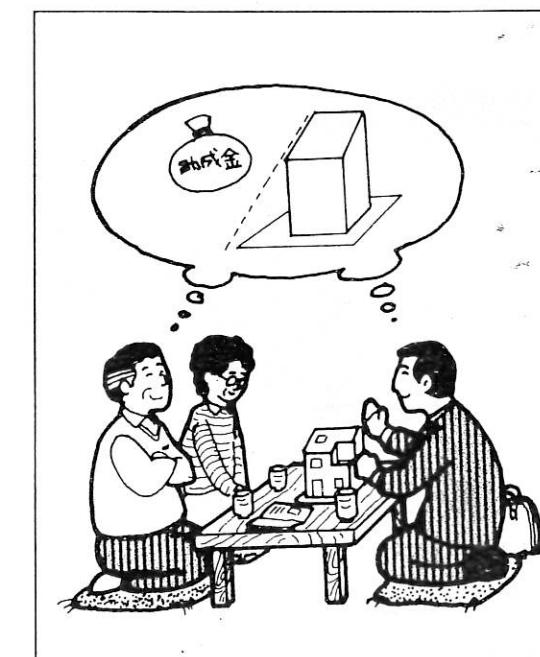
§ 相談所を毎月第2土曜日に開きます。

4月5日付広報としまでもお知らせいたしましたが、毎月第2土曜日に相談所を開くこととなりました。建築計画上の問題、権利上の問題、助成制度の内容や手続などを弁護士、建築士、調査機関、及び豊島区担当職員が相談に応じます。敷地、周辺の道路状況がわかる図面、現在の建物の権利関係のわかる書類などをお持ちになられると、より具体的なお答えが得られると思います。

§ コンサルタントを派遣します。

個別に、くわしい説明を聞きたい方や、具体的な計画への助言などを求められる方のために、コンサルタントを派遣します。時間の都合などで、相談所や研究会に出席できない、よりくわしく制度の内容について知りたい、自分の敷地では、どのくらいの建物が建てられるか知りたいという方に、コンサルタントが直接おじゃまして、御質問にお答えします。

相談所開設日程表	
南池袋区民集会室(南池袋2-46-13)	雑司が谷区民集会室(雑司が谷1-22-8)
	
午前9時～12時 午後1時～4時	午前9時～12時 午後1時～4時
昭和59年 4月14日(土)	昭和59年 5月12日(土)
昭和59年 6月 9日(土)	昭和59年 7月14日(土)
昭和59年 8月11日(土)	昭和59年 9月 8日(土)
昭和59年10月13日(土)	昭和59年11月10日(土)
昭和59年12月 8日(土)	昭和60年 1月12日(土)
昭和60年 2月 9日(土)	昭和60年 3月 9日(土)



雑司が谷墓地周辺地区

街づくりニュース／NO.7

災害につよい街をめざして



企画・発行：雑司が谷地区不燃化促進協議会

豊島区企画部住環境整備

編集協力：財団法人 都市防災研究所

発行日：昭和59年4月

不燃化助成が4月1日より実施となりました

地域の皆さまの御理解と御協力をお願いしております不燃化促進事業が4月1日より実施のはこびとなりました。これも地域の皆さまならびに協議会の皆さまのみならぬお力ぞえによるものであり、ここに厚くお礼を申し上げます。特に協議会の代表としてその重責をはたしていただき、このたび職を退かれた池田三郎会長に対し深く感謝いたします。私共はこれからも皆様の御意見をうかがいながら努力してまいります。今後とも事業推進に御協力下さるようお願いいたします。

企画部 副参事

雑司が谷墓地周辺の不燃化助成について協議会が発足されて以来2年にわたって区の説明等をうけながら検討してまいりました。

本年4月よりこの助成が発足することとなりましたが私達のまちが、もえにくいまちとなることで震災といった時に多くの人々の安全が計られると共に、私達のまちがすみよいまちになることを願うものであります。そのためにも私達の意見や考えをまちづくりに反映させていく場として協議会をすすめていきたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いするものであります。

協議会会長 柳下綱道

不燃化促進助成の説明会を次のように開催いたしますので御参加下さい。

い つ	時 間	会 場
昭和59年4月24日(火)	午後7時～9時	日出小学校体育館

お問合せは 豊島区企画部 内線2152まで

豊島区企画部住環境整備 TEL 981-1111内線(2152)／担当:深尾, 石川, 大野, 渡辺

(財)都市防災研究所 TEL 595-1545／担当:小川, 重川, 加山 発行部数2150部

不燃化促進助成の対象地区と期間

豊島区告示第29号の内容は下記のとおりです

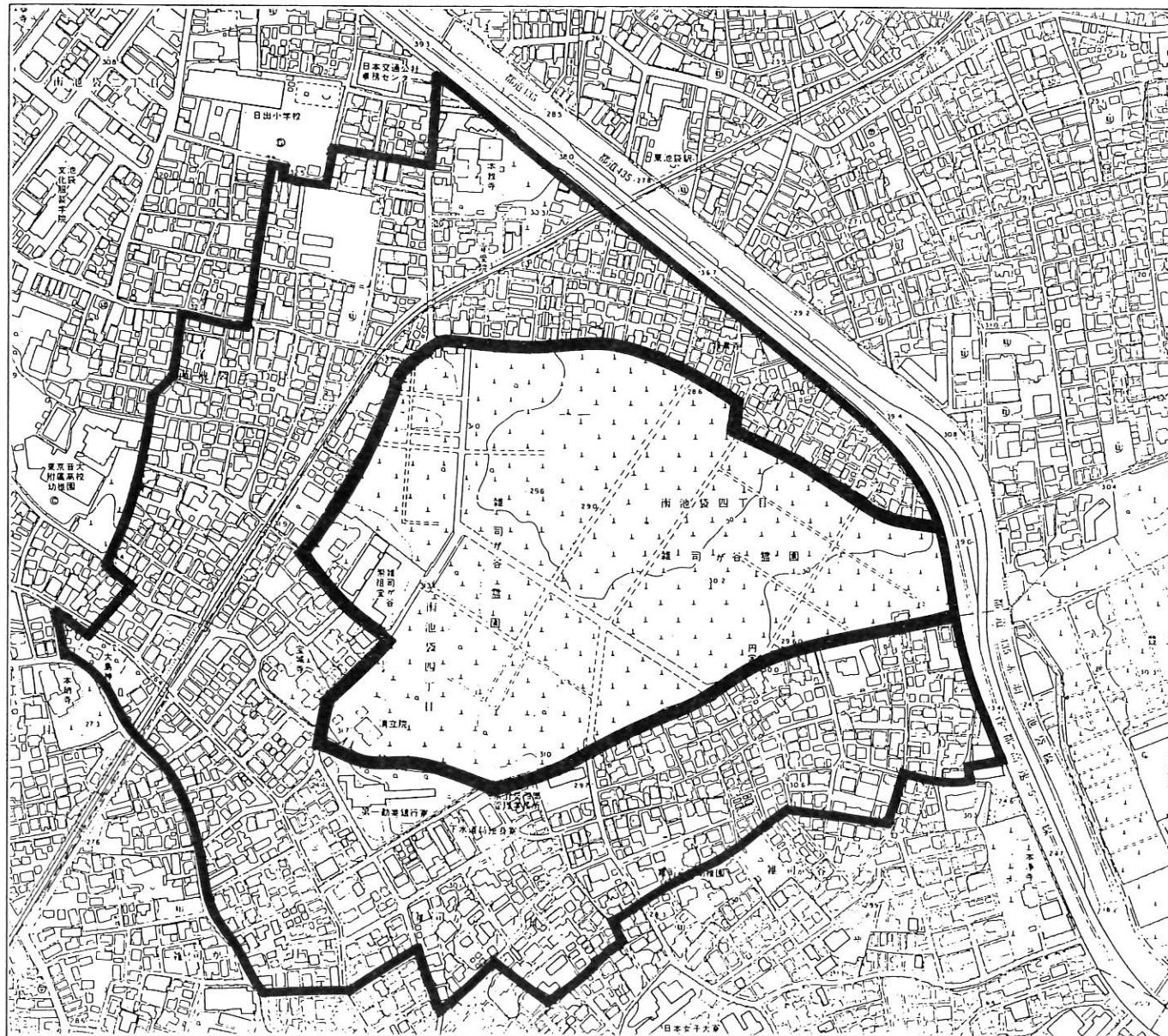
1) 不燃化促進区域（助成対象区域）

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 南池袋2丁目1~3番、40~42番 | 雑司が谷1丁目9~15番、17番、20~25番 |
| 南池袋3丁目1~2番、19~25番 | 〃 37~43番、45~48番 |
| 南池袋4丁目1~24番 | 雑司が谷2丁目23~28番 |
| | 雑司が谷3丁目20番 |

2) 事業実施期間

昭和59年4月1日～昭和69年3月31日（10ヶ年）

雑司が谷墓地周辺不燃化促進区域

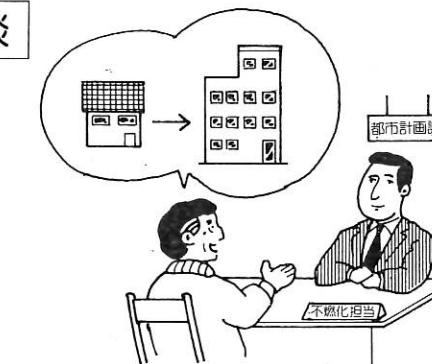


不燃化助成の手続き

不燃化計画担当の事務室が4月より区民センター5階に移りました。

手続きの流れは次のようにになっています。

事前相談



助成金交付



「建物を建替えてみようかな」と思ったら
その時から区民センター5Fの不燃化計画
係に来てみてください。担当者がきめ細か
に対応しますので、建築計画の段階からぜひ
御気軽に御相談ください。資金計画にも
応じます。

助成対象確認申請書

建築計画が決まりましたら建築課で建築確
認通知を交付してもらうと同時に、設計図
書他必要書類を添付して助成対象確認申請
書を提出してください。審査合格後、助成
対象確認通知書をお渡しします。



建築工事着工報告書



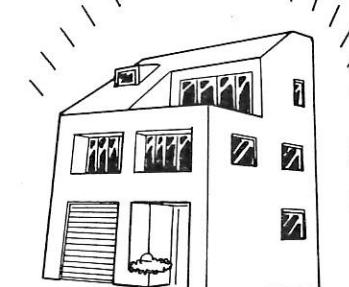
工事に着手しましたら、建築工事着工報告
書を提出してください。公的機関の融資を
受けていない場合、区の中間検査が必要と
なります。

助成金交付 請求書

書類審査後、助成金交付決定通知書をお
渡しますので、交付決定金額にもとづい
て助成金交付請求書を提出してください。

工事完了届 助成金交付申請書

中間検査



建築工事が完了したとき
に提出してください。

建築工事が完了したら、建築物が本区で
定める整備基準を守って建築されているか
検査をします。

検査に合格しますと建築課で検査済証が
交付されます。

検査済証を添付して助成金交付申請書を
提出してください。